

1 規則等の題名

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号。以下「法」という。）に係る審査基準の一部改正

2 根拠法令・条項

法第11条第1項（国外犯罪被害弔慰金等の支給等の裁定）

3 規則等の制定日

令和3年11月11日（木曜日）

4 結果公示の日

令和3年11月11日（木曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例第38条第4項第3号又は第8号に該当

6 適用除外の理由

これまで具体的な審査基準については、「別紙」により定めていたが、今後は、同一内容である「国外犯罪被害弔慰金等支給裁定事務処理要領」（令和2年12月15日付け警察庁長官官房長通達別添）を参照して行うこととなったため、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更にあつた

7 規則等の概要

別添審査基準のとおり

8 担当課・連絡先

- 高知県警察本部警務部県民支援相談課  
TEL：088-826-0110（内線2922）